北海道告示第 10061 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 52 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 月 21 日から次のとおり報告を求める。

令和3年1月21日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため
- 2 報告すべき者の範囲 北海道告示第 10060 号により家畜伝染病予防法第 32 条の制限の 対象となった農場
- 3 報告すべき事項
- (1)特定症状の有無
- (2) 飼養羽数
- (3) 死亡羽数
 - ① 死亡家きんの位置(家きん舎名及びケージ等の位置)
 - ② 日齢又は体重
 - ③ 考えられる死亡した原因
- (4) 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見
- 4 報告の提出の期限 毎日正午まで
- 5 報告の期間

北海道告示第 10060 号により家畜伝染病予防法第 32 条の制限が 解除されるまでの間